

追浜公園他1箇所駐車場管理機器 借上げ仕様書

1	リース物件名	追浜公園他1箇所駐車場管理機器
2	設置場所	追浜公園(横須賀市夏島町2番地)及び不入斗公園(横須賀市不入斗1丁目2番1)
3	リース期間	令和6年3月1日から令和12年2月28日までの72ヶ月とする。
4	購入先	住所 神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地 会社名 アマノ株式会社 担当部署名 横浜支店 電話番号 045-540-8068
5	購入金額 (消費税抜き)	16,360,000円 (設置にかかる機器の運送費、既存機器の撤去費並びに新規機器の設置費、作業に関する安全管理費、現場管理費、諸経費及び電子決済端末登録料を含む。対象機器は別紙「リース物件内訳書」のとおり。)
6	保守契約	施設の運営管理・保守点検・緊急時対応等は指定管理者にて別途保守管理会社と契約を行うため、リース料に含まない。
7	リース物件 設置・撤去費用	設置費用及び既存機器の撤去費用は賃貸人の負担とする。 なお、撤去費用は所有権の移転に伴い発生しない。
8	動産総合保険	この契約が存続する期間中、賃貸人を契約者とする動産総合保険契約を損害保険会社と締結すること。
9	リース物件の 固定資産税	固定資産税は非課税のため、リース料に算入しないこと。
10	リース期間 満了後の措置	返—————還 ・ <input type="text" value="賃借人の所有権に帰属"/>
11	契約方法	長期継続契約によるリース契約 (初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約)
12	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
13	入札金額	72ヶ月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる1ヶ月分の借上金額を入札金額(消費税抜き)として記入すること。
14	その他事項	この仕様書に定める事項のほか、別紙「特記仕様書」に定める事項のとおりとする。
15	連絡先	横須賀市建設部公園管理課 竹下 046-822-9561

## リース物件内訳書

履行場所

追浜公園

No.	リース物件名	品質・形状・寸法 又は型式	単位	数量
1	駐車券発行機/アイボリー色(耐塩有り) /乾燥ランプ	GT2800I	台	1
2	出口精算機 /アイボリー色(耐塩有り) ※ICクレジット決済端末有り想定 電子マネーオプション+コード決済オプション	GT-4710GP(新)	台	1
3	ループ感知器	PD-720N	台	2
4	入口表示灯/アイボリー色(耐塩有り) F型 ポール+出庫警報灯付		台	1
5	ゲート /アイボリー色(耐塩有り)	NT1500	台	3
6	アームキャッチャー /アイボリー色(耐塩有り)	NT 1900 トク	台	2
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

## リース物件内訳書

履行場所

不入斗公園

No.	リース物件名	品質・形状・寸法 又は型式	単位	数量
1	駐車券発行機/アイボリー色(耐塩有り) /乾燥ランプ	GT2800I	台	1
2	出口精算機 /アイボリー色(耐塩有り) ※ICクレジット決済端末有り想定 電子マネーオプション+コード決済オプション	GT-4710GP(新)	台	1
3	バス感知器/アイボリー色(耐塩有り)		式	1
4	ゲート /アイボリー色(耐塩有り)	NT1500	台	3
5	割引機	AR-150	台	2
6	アームキャッチャー /アイボリー色(耐塩有り)	NT 1900 トク	台	2
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

# 特記仕様書

## 1 業務目的

本業務は、追浜公園及び不入斗公園の駐車場管理機器リースを行うものであり、賃貸人は、貸借人の指示及びこの仕様書に基づき業務を実施しなければならない。

## 2 機器の設置・撤去処分

(1) 現在、追浜公園及び不入斗公園にはそれぞれ稼働中の駐車場管理機器が設置されている。そのため、本契約には、既存機器の撤去処分について含まれるものとする。既存機器の撤去後は、速やかに新たな機器を設置すること。既存機器のうち撤去対象となる機器の名称及び数量は表1に示すとおり。また、既存機器のうち、新たな機器の設置において流用する機器は、表2に示すとおりとする。なお、既存機器の撤去対象のうち、保守管理の都合上、継続して使用する必要がある場合は、監督員と相談の上、決定する。リース期間中における表2に定める流用機器の維持管理は貸借人が行う。

表1 撤去対象の既存機器及び数量

公園名	機器名称	数量	単位
追浜公園	駐車券発行機	1	台
	出口精算機	1	台
	サポートセンター通信ユニット	1	台
	ループ感知器	2	台
	入口表示灯	1	台
	ゲート	3	台
	アームキャッチャー	2	台
不入斗公園	駐車券発行機	1	台
	出口精算機	1	台
	サポートセンター通信ユニット	1	台
	バス感知器	1	式
	ゲート	3	台
	割引機	2	台
	アームキャッチャー	2	台

表2 流用機器

公園名	機器名
追浜公園	ループコイル、保護フード、入口表示灯 (場内設置)、車両検知器 (場内設置)
不入斗公園	ループコイル、保護フード、入口表示灯

- (2) 機器の撤去、設置に当たっては、公園利用者に対し、危険がないよう十分注意し、もし、作業中に公園利用者へ被害を及ぼした場合には、貸借人に速やかに報告し、賃貸人の責任において処理すること。
- (3) 賃貸人は、監督員の指示及び本仕様書に従い、適正な業務の履行に努めること。
- (4) 賃貸人は、従業員に対し常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故発生の防止に努めること。
- (5) 機械設置等事前作業の作業中は、公園内に必ず作業表示板を表示し、公園利用者に迷惑がかからぬよう十分に配慮すること。
- (6) 賃貸人は、設置時に満車台数、定期券、サービス券、その他の設定を行い、設置後すぐに既存機器と同様に営業できるようにすること。
- (7) 賃貸人は、業務開始 10 日前以内に設置に必要な業務計画書を提出し、市の承諾を得ること。

なお、業務計画書には次の事項を記載しなければならない。

1. 表紙：業務名・施工場所・履行期間・会社名（代表者印押印）の記入。
2. 業務概要
3. 履行方法（管理マニュアル・駐車場設計図書等）
4. 会社組織図
5. スケジュール
6. 使用車両
7. 施工管理体制（写真管理含む）
8. 緊急時の体制

### 3 業務報告

本業務に従事することに伴い、以下の報告を行うこと。

#### (1) 整備完了報告（初年度のみ）

設置完了後 10 日以内に、貸借人へ以下の書類を提出し現場検査を受けること。

- ①完成施設平面図
- ②設置設備数量表
- ③設置設備完成引継ぎ書
- ④設置設備仕様書
- ⑤機械設備の設定内容報告

⑥設置作業前中後写真（材料写真含む）

4 その他

- (1) 出口精算機は、ICクレジット決済端末があるものとし、クレジット決済、電子マネー決済及びコード決済に対応していること。また、それらの電子決済サービス登録手数料は、リース料に含むものとする。  
なお、電子決済に係る包括代理店契約については、賃借人が行うので、その費用はリース料に含まない。
- (2) 機器のリース期間は令和6年3月1日からだが、ICクレジット決済端末の利用は令和6年4月1日からの利用とする。ただし、令和6年4月1日以前に電子決済サービス登録の手続きが終了した場合には、令和6年4月1日以前の協議した日付からの利用とする。
- (3) 機器の設置に係る運送費、既存機器撤去費並びに新設機器設置費、それら作業に係る安全管理費、現場管理費及び諸経費については、リース料に含むものとする。
- (4) 仕様書及び特記仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議するものとする。

公園名

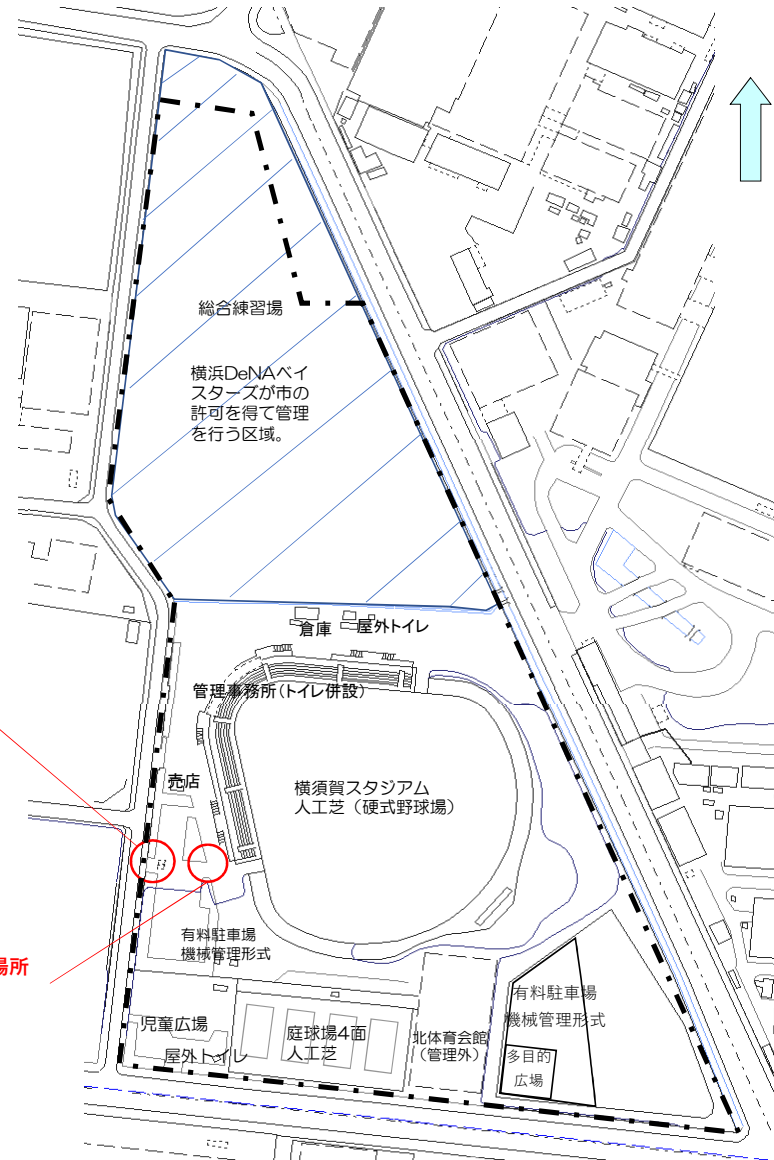
追浜公園

図面種別

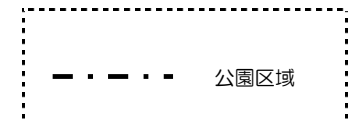
平面図

メイン（発券機・精算機等）  
設置場所

満空表示灯、車両検知器設置場所  
（今回設置なし）



凡例



公園名

不入斗公園

図面種別

平面図

